

2021年度 全学自己点検・評価結果

青山学院大学
全学自己点検・評価委員会

基準	全学的な状況	
基準1 理念・目的	大学の理念を踏まえ、各学部・研究科にて目的を適切に設定している。また、目的は学則に明記し、WEBサイト、パンフレット等を通して、広く学内外に周知している。	
基準2 内部質保証	<p>内部質保証のための全学的な方針、手続き、体制を整備し、PDCAサイクルに基づく継続的な内部質保証に取り組んでいる。</p> <p>各学部・研究科への支援については、部局単独では改善できない課題を全学的な優先課題として取り上げることで一定の支援ができていたものの、本委員会の支援機能については、まだ十分な議論がなされていないため、検討・改善の余地がある。今後、2020年度に新設された「教学マネジメント推進会議」との連携や役割分担を含めて適切な支援体制に向けた検討を行っていく。</p> <p>点検・評価における客観性、妥当性を高めるための取組として、「外部評価委員会」を設置した。</p>	
基準3 教育研究組織	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センター等を適切に設置している。	大学に「青山学院史研究所」「スクーンメーカー記念ジェンダー研究センター」を新たに設置したほか、今後の計画として、リカレント教育センターの設置やボランティアセンターからシビックエンゲージメントセンターへの展開の検討を進めるなど、教育研究組織の改善・向上にも継続的に取り組んでいる。
基準4 教育課程・学習成果	<p>学位授与方針は、大学及び大学院の方針を定め、各学部・研究科において授与する学位ごとに、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を示した方針を定め、大学ウェブサイトや授業要覧、大学院要覧等に掲載し、公表している。</p> <p>教育課程の編成・実施方針は、大学及び大学院の方針を定め、各学部・研究科において授与する学位ごとに、教育課程の編成又は実施に関する基本的な考え方を示した方針を定め、大学ウェブサイトや授業要覧、大学院要覧等に掲載し、公表している。</p> <p>卒業・修了のための具体的な要件（学位論文審査基準又は特定課題の審査基準を含む。）、カリキュラムの順次性・体系性、各授業科目の単位数等を授業要覧、大学院要覧等で明示し、各カリキュラムの特性に応じた教育を実施している。</p> <p>各学部では、1年間に履修登録できる単位数の上限を編入学者等も含めて50単位未満に設定するほか、各学部・研究科で学則に則り適切に既修得単位の認定を行うなど、単位の実質化を図っている。</p> <p>各研究科では、予め大学院要覧等に示した研究指導計画に基づき、研究指導を実施している。</p> <p>各学部・研究科では、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っている。しかし、その結果を改善につなげる取組については、一部の学部・研究科において検討・改善の余地がある。</p>	
基準5 学生の受け入れ	<p>学生の受け入れ方針は、大学及び大学院の方針を定め、各学部・研究科において授与する学位ごとに、入学前の学習歴、学力水準、学力水準、能力等の求める学生像を示した方針を定め、大学ウェブサイトで公表している。また、障がいのある学生の受け入れ方針を定め、同様に公表している。</p> <p>各学部では入学者数、在籍学生数ともに定員に沿って適切に管理している。一方、一部の研究科の定員管理の状況については、改善の余地がある。</p>	大学入学共通テスト導入を受けて、試験制度の変更を行った。これまでの一般入学試験制度、大学入試センター試験利用入学試験、学校長の推薦を伴う入学試験、公募制の入学試験を、それぞれ「一般選抜（個別学部日程・全学部日程）」「大学入学共通テスト利用入学者選抜」「学校推薦型選抜」「総合型選抜」に改め、入学を希望する生徒等の能力を多面的・総合的に評価できるよう、選抜方式ごとに多様な試験科目を設定している。
基準6 教員・教育組織	各学部・研究科では、求める教員像及び教員組織の編制方針に基づき、教員組織を適切に編制している。	全学的に授業改善を目的とした学生アンケート、テーマごとの研修会等を実施しているほか、各学部・研究科においても独自のプログラムを実施するなど、教員の資質向上および教員組織の改善・向上に努めている。一方、教育・研究・社会活動等の活性化を目的とした教員の業績評価の実施については、検討・改善の余地がある。
基準7 学生支援	各学部・研究科では、教員・教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に努めている。しかし、一部の学部・研究科においては、その実施状況に検討・改善の余地がある。	学生支援の方針に基づき、各学部・研究科、学生生活部、学務部、進路・就職部、ボランティアセンター、学生相談センター、保健管理センター、障がい学生センター等、多くの組織が相互に連携しながら、学生に対する様々な支援を行っている。また、新型コロナウイルス感染症拡大以降、その影響下における学生支援にも継続的に取り組んでいる。
基準8 教育研究等環境	各部局では、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に努めている。しかし、一部の部局においては、その実施状況に検討・改善の余地がある。	教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、大学において必要な設備、制度、条件等を整備している。

基準	全学的な状況
基準9 社会連携・社会貢献	<p>社会連携・社会貢献の方針に基づき、地方自治体との連携事業、企業等との共同研究、大学間連携の拡充、ボランティア活動の推進、社会人向け講座の充実等に取り組んでいる。</p> <p>各部局では、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に努めている。しかし、一部の部局においては、その実施状況に検討・改善の余地がある。</p>
基準10(1) 大学運営・財務（運営）	<p>大学運営方針に基づき、大学において必要な組織、規則等を整備している。</p> <p>SD実施に関する方針を定め、職員の意欲・資質向上に向けた研修等の取り組みを行っている。しかし、それらを組織的に推進するための体制整備については検討・改善の余地がある。</p> <p>学長を中心とする運営体制の更なる充実を図るため、新たな役職として「学長補佐」を設置した。</p>
基準10(2) 大学運営・財務（財務）	<p>大学運営方針に基づき、予算編成、執行、監査等に関する規則を整備している。</p> <p>外部資金については、科学研究費の獲得金額が増加傾向にあり、獲得した資金は、規則に基づき適切に配分されている。</p>